（別紙）

【複数の指定権者に提出する場合の手順】

* 広島県内に複数の事業所をもつ「社会福祉法人ひろしま」が，計画書等を法人一括で作成する場合には，**各指定権者へそれぞれ提出が必要**となります。

**１．R6.4.15（月）**までに計画書等を各指定権者に提出する。

（３箇所それぞれに提出が必要となります。）

（例）　　　　　　　　【社会福祉法人ひろしま】

■特別養護老人ホームひろしま<指定介護老人福祉施設>

 （所在地：大竹市 指定権者：広島県医療介護基盤課）

○特別養護老人ホームひろしま<（介護予防）短期入所生活介護>

　　　 （所在地：大竹市 指定権者：広島県西部厚生環境事務所）

▲デイサービスひろしま<地域密着型通所介護，通所型サービス（総合事業）>

（所在地：広島市 指定権者：広島市）

計画書等

計画書等

計画書等

**２．**各指定権者から法人の担当部署に修正の連絡がある。（※修正が必要な場合のみ）

【社会福祉法人ひろしま】

■特別養護老人ホームひろしま<指定介護老人福祉施設>

 （所在地：大竹市 指定権者：広島県医療介護基盤課）

○特別養護老人ホームひろしま<（介護予防）短期入所生活介護>

　　　 （所在地：大竹市 指定権者：広島県西部厚生環境事務所）

▲デイサービスひろしま<地域密着型通所介護，通所型サービス（総合事業）

（所在地：広島市 指定権者：広島市）

*広島市役所と*

*広島県医療介護基盤課から修正の指示があった場合の例*

**修正指示**

**修正指示**

**３．**修正した部分（差替え分）の計画書等を，すべての指定権者へ送付する。

【社会福祉法人ひろしま】

■特別養護老人ホームひろしま<指定介護老人福祉施設>

 （所在地：大竹市 指定権者：広島県医療介護基盤課）

○特別養護老人ホームひろしま<（介護予防）短期入所生活介護>

　　　 （所在地：大竹市 指定権者：広島県西部厚生環境事務所）

▲デイサービスひろしま<地域密着型通所介護，通所型サービス（総合事業）>

（所在地：広島市 指定権者：広島市）

*修正指示のあった内容を合わせて****修正したもの****を，すべての指定権者に送ってください※※*

修正済計画書

修正済計画書

修正済計画書

***※※広島県庁医療介護基盤課と厚生環境事務所に同じものを提出している法人の場合，***

***原則として，修正指示は広島県庁がまとめて行います。***

**４．**再度の修正の連絡があれば，２→３を繰り返してください。